

議案第 6 号

長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 1 月 27 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、職員の給料表の改定、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに特別職の期末手当の支給割合の改定等に関し、長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第　　号

長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長久手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条　長久手市職員の給与に関する条例（昭和36年長久手村条例第1号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条　(略)</p> <p>2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)　(略)</p> <p>(2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア　自動車等の使用距離（以下の号において「使用距離」という。）が片道5キロメート</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条　(略)</p> <p>2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)　(略)</p> <p>(2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア　自動車等の使用距離（以下の号において「使用距離」という。）が片道5キロメート</p>

ル未満である職員 2, 00 0円	ル未満である職員 2, 00 0円
イ 使用距離が片道 5 キロメー トル以上 10 キロメートル未 満である職員 4, 200 円	イ 使用距離が片道 5 キロメー トル以上 10 キロメートル未 満である職員 4, 200 円
ウ 使用距離が片道 10 キロメ ートル以上 15 キロメートル 未満である職員 <u>7, 300</u> 円	ウ 使用距離が片道 10 キロメ ートル以上 15 キロメートル 未満である職員 <u>7, 100</u> 円
エ 使用距離が片道 15 キロメ ートル以上 20 キロメートル 未満である職員 <u>1万400</u> 円	エ 使用距離が片道 15 キロメ ートル以上 20 キロメートル 未満である職員 <u>1万円</u> —
オ 使用距離が片道 20 キロメ ートル以上 25 キロメートル 未満である職員 <u>1万3, 5 00</u> 円	オ 使用距離が片道 20 キロメ ートル以上 25 キロメートル 未満である職員 <u>1万2, 9 00</u> 円
カ 使用距離が片道 25 キロメ ートル以上 30 キロメートル 未満である職員 <u>1万6, 6 00</u> 円	カ 使用距離が片道 25 キロメ ートル以上 30 キロメートル 未満である職員 <u>1万5, 8 00</u> 円
キ 使用距離が片道 30 キロメ ートル以上 35 キロメートル 未満である職員 <u>1万9, 7 00</u> 円	キ 使用距離が片道 30 キロメ ートル以上 35 キロメートル 未満である職員 <u>1万8, 7 00</u> 円
ク 使用距離が片道 35 キロメ ートル以上 40 キロメートル 未満である職員 <u>2万2, 8 00</u> 円	ク 使用距離が片道 35 キロメ ートル以上 40 キロメートル 未満である職員 <u>2万1, 6 00</u> 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>2万5,900円</u>	ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>2万4,400円</u>
コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>2万9,100円</u>	コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>2万6,200円</u>
サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>3万2,300円</u>	サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>2万8,000円</u>
シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>3万5,500円</u>	シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>2万9,800円</u>
ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>3万8,700円</u>	ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>3万1,600円</u>
(3) (略)	(3) (略)
3～7 (略) (期末手当)	3～7 (略) (期末手当)
第 20 条 (略)	第 20 条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員

<p>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と</p> <hr/> <hr/>
<p>4～6 (略) (勤勉手当)</p>	<p>4～6 (略) (勤勉手当)</p>
<p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡し</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡し</p>

<p>た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>別表第1 (第4条関係)</u></p> <p><u>行政職給料表 (一)</u></p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p> <p><u>別表第2 (第4条関係)</u></p> <p><u>行政職給料表 (二)</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>_____ _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>_____ _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>別表第1 (第4条関係)</u></p> <p><u>行政職給料表 (一)</u></p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 (略)</p> <p><u>別表第2 (第4条関係)</u></p> <p><u>行政職給料表 (二)</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 (略)</p>
---	--

【別記1】

改正後

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	俸給月額						
定年前再任用		円	円	円	円	円	円	円	円
短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	

	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		

54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		

84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						

	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

改正前

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	俸給月額						
定年前再任用		円	円	円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
員以外の職員	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500

6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	

	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		

	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000					
	87	256,300	297,400	346,400					
	88	256,600	297,700	346,800					
	89	256,900	298,000	347,000					
	90	257,200	298,300	347,400					
	91	257,500	298,600	347,800					
	92	257,800	299,000	348,200					
	93	258,100	299,200	348,400					
	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					

96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			
122		307,600			
123		307,900			
124		308,200			
125		308,500			

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

【別記 2】

改正後

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任		円	円	円	円	円
用短時間勤	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
務職員以外の	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
職員	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700

19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400

	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	

	79	254,400	272,500	304,300	329,600	
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	
	83	255,300	273,500	305,900	330,600	
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	
	87	256,300	274,400	307,700	331,500	
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	
	89	256,800	274,900	308,400	332,000	
	90	257,100	275,100	308,900	332,300	
	91	257,400	275,400	309,400	332,600	
	92	257,600	275,600	309,900	332,800	
	93	257,800	275,900	310,200	333,000	
	94	258,100	276,200	310,600	333,300	
	95	258,400	276,500	311,000	333,600	
	96	258,600	276,700	311,500	333,800	
	97	258,800	276,900	311,900	334,000	
	98	259,100	277,200	312,300		
	99	259,400	277,400	312,600		
	100	259,600	277,700	312,900		
	101	259,800	277,900	313,200		
	102	260,100	278,100	313,600		
	103	260,400	278,400	313,900		
	104	260,600	278,700	314,300		
	105	260,800	278,900	314,600		
	106		279,100	315,000		
	107		279,400	315,400		
	108		279,600	315,600		

109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	
129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		
137		286,900		

定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

改正前

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1		円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400

21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800

51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	

81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	

	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		
	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任 用短時間勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円

務職員	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800
-----	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 長久手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(地域手当)	(地域手当)
第13条の2 (略)	第13条の2 (略)
2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の9</u> を乗じて得た額とする。
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> _____ _____	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の127.5</u> 」

<p>_____とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前</p>	<p><u>00分の72.5</u>とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前</p>
--	---

再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.2</u> 5 _____ _____を乗じて得た額の総額 3～6 (略)	再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合</u> には <u>100分の50、12月に支給する場合</u> には <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～6 (略)
--	--

(長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手村条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>

第4条 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の175</u> を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の177.5</u> を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 及び4 (略)	3 及び4 (略)

(長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年長久手町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与の特例)	(特定任期付職員の給与の特例)
第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。
【別記1 参照】	【別記1 参照】
2～4 (略)	2～4 (略)
(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条	2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条

第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは、「長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年長久手町条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは、「長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年長久手町条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

【別記1】

改正後

号給	給料月額
1	<u>40万5,000円</u>
2	<u>45万5,000円</u>
3	<u>50万8,000円</u>
4	<u>57万4,000円</u>
5	<u>65万5,000円</u>

改正前

号給	給料月額

1	<u>39万2,000円</u>
2	<u>44万0,000円</u>
3	<u>49万2,000円</u>
4	<u>55万5,000円</u>
5	<u>63万4,000円</u>

第6条 長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは、「長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年長久手町条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第21条</p>	<p>(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは、「長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年長久手町条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第21条第2項</p>

<u>第2項第1号中「100分の100.25」とあるのは「100分の88.75」とする。</u>	<u>第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</u>
--	---

(長久手市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 長久手市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長久手市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額)	(報酬の額)
第4条 職員に対する報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとし、別表第1に定める職員の種別の欄の区分に応じ、同表の月額の欄及び時間額の欄に掲げる額を上限として、規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が定めるものとする。	第4条 職員に対する報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとし、別表第1に定める職員の種別の欄の区分に応じ、同表の月額の欄及び時間額の欄に掲げる額を上限として、規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が定めるものとする。
別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

職員の種別	月額（円）	時間額（円）
一般業務に従事する者	350,000	3,100

改正前

職員の種別	月額（円）	時間額（円）
一般業務に従事する者	<u>320,000</u>	3,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長久手市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の長久手市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長久手市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の長久手市特別職の職員で常勤のものの給与、旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

(規則への委任)

5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、職員の給料表の改定、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに特別職の期末手当の支給割合の改定等に関し、長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

(背景・目的) 今日の社会情勢を踏まえ、国家公務員等に関する規定の改正内容に準じた改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 第1条

ア 通勤手当の額を次のように改めること。(第15条関係)

区 分	改 正 後	改 正 前
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7, 300円	7, 100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	1万400円	1万円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	1万3, 500円	1万2, 900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	1万6, 600円	1万5, 800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	1万9, 700円	1万8, 700円
使用距離が片道35キロメートル以上	2万2, 800円	2万1, 600円

メートル以上40キロメートル未満である職員		
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	2万5, 900円	2万4, 400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	2万9, 100円	2万6, 200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	3万2, 300円	2万8, 000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	3万5, 500円	2万9, 800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	3万8, 700円	3万1, 600円

イ 期末手当の支給割合を次のように改めること。(第20条関係)

区分	改正後	改正前
期末手当（職員） 令和7年12月期	100分の 127.5	100分の125
期末手当（再任用） 令和7年12月期	100分の 72.5	100分の70

ウ 勤勉手当の支給割合を次のように改めること。(第21条関係)

区分	改正後	改正前
勤勉手当（職員） 令和7年12月期	100分の 107.5	100分の105
勤勉手当（再任用） 令和7年12月期	100分の 52.5	100分の50

エ 行政職給料表（一）及び行政職給料表（二）を改めること。(別表第1

及び別表第2関係)

(2) 第2条

ア 地域手当の割合を次のように改めること。(第13条の2関係)

区分	改正後	改正前
地域手当	100分の8	100分の9

イ 期末手当の支給割合を次のように改めること。(第20条関係)

区分	改正後	改正前
期末手当(職員)	100分の	100分の
令和8年6月期以降	126.25	127.5
期末手当(再任用)	100分の	100分の
令和8年6月期以降	71.25	72.5

イ 勤勉手当の支給割合を次のように改めること。(第21条関係)

区分	改正後	改正前
勤勉手当(職員)	100分の	100分の
令和8年6月期以降	106.25	107.5
勤勉手当(再任用)	100分の	100分の
令和8年6月期以降	51.25	52.5

(3) 第3条

特別職の期末手当の支給割合を次のように改めること。(第5条関係)

区分	改正後	改正前
期末手当	100分の	100分の
令和7年12月期	177.5	172.5

(4) 第4条

特別職の期末手当の支給割合を次のように改めること。(第5条関係)

区分	改正後	改正前
期末手当	100分の175	100分の
令和8年6月期以降		177.5

(5) 第5条

ア 特定期付職員の給料表を改めること。(第7条関係)
イ 特定期付職員の期末手当の支給割合を次のように改めること。(第8条関係)

区分	改正後	改正前
期末手当 令和7年12月期	100分の97.5	100分の95

ウ 特定期付職員の期末手当の支給割合を次のように改めること。(第8条関係)

区分	改正後	改正前
勤勉手当 令和7年12月期	100分の90	100分の87.5

(6) 第6条

ア 特定期付職員の期末手当の支給割合を次のように改めること。(第8条関係)

区分	改正後	改正前
期末手当 令和8年6月期以降	100分の 96.25	100分の97.5

イ 特定期付職員の勤勉手当の支給割合を次のように改めること。(第8条関係)

区分	改正後	改正前
期末手当 令和8年6月期以降	100分の 88.75	100分の90

(7) 第7条

会計年度任用職員の報酬の額の上限を改めること。(第4条関係)

3 今後の影響

条例の改正により、令和7年度において約2億1,000万円の増額が見込まれます。

4 附則について

- (1) この条例は、公布の日から施行するものとします。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行するものとします。
- (2) 改正後の給与条例の規定、改正後の任期付職員条例の規定及び改正後の長久手市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものとします。
- (3) 改正後の特別職給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用するものとします。
- (4) 附則第4項に給与の内払を規定するものとします。
- (5) 附則第5項に規則への委任を規定するものとします。